

凡 例

- 1 本年報は、令和 5 年の人口動態統計、医療統計、各種業務統計等の結果を本県で分類集計したものを収録した。
- 2 内容は、原則として暦年（1 月 1 日～12 月 31 日）に よっているが、実施事業の関係で会計年度（4 月 1 日～3 月 31 日）によったものもある。
- 3 本書は、第 1 編概要と第 2 編統計資料からなっている。第 1 編には人口動態統計、医療統計等の令和 5 年の概要を記し、第 2 編にはそれぞれの統計資料を掲載した。

また、第 2 編統計資料は次のような基準で掲載した。

（1）人 口

人口は、昭和 35 年、40 年、45 年、50 年、55 年、60 年、平成 2 年、7 年、12 年、17 年、22 年、27 年、令和 2 年については国勢調査の確定人口、令和 5 年については 10 月 1 日現在の推計人口（総務省統計局）、その他の年については 10 月 1 日現在の推計人口（埼玉県総務部統計課）である。

（2）人口動態統計

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」に基づく出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の各届書から、調査票を作成し、人口の動的事象を統計的に把握したものである。

ア 出生、死亡、死産は、埼玉県に住所を有する日本人について、1 月 1 日から 12 月 31 日の事件で翌年の 1 月 14 日までに届けられたものを対象とした。

イ 出生は子の住所、死亡は死亡した人の住所、そして死産は母の住所で集計した。

ウ 婚姻、離婚は、夫婦双方又はどちらかが日本人で、令和 5 年中に届出があったものを対象とした。

エ 婚姻は届出時の夫の住所、離婚は別居する前の住所で集計した。

（3）医療統計（医療施設、医療従事者等）

医療施設の分布状況、患者の利用状況、医療等の関係者の従事状況についてまとめたものである。

昭和 59 年以前は 12 月 31 日現在、昭和 60 年以降は 10 月 1 日現在で集計した。

また、「医師・歯科医師・薬剤師調査」による医師、歯科医師、薬剤師の従事状況及び「保健師助産師看護師法」に基づく届出による保健師、助産師、看護師、准看護師の従事状況については、それぞれの調査、届出が昭和 57 年から隔年実施となっている。

（4）感染症及び食中毒統計

感染症統計は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、医師からの届出を集計したものである。

食中毒統計は、「食品衛生法」に基づき、食中毒を診断した医師からの届出及び保

健所の調査結果（喫食調査、疫学調査ほか）から、保健所長が食中毒事件と判断したものについて、事件後、患者の発生状況等を集計したものである。

（５）地域保健・健康増進事業報告

地域の特性に応じた保健施策を実施主体である保健所・市町村ごとに把握したもので、母子保健・予防接種・健康増進事業などがある。

（６）業務統計等

衛生行政報告例を中心とした公衆衛生、環境衛生、薬務等の衛生関係行政の業務内容についてまとめたものである。

統計表の表章記号の規約

- 計数のない場合
- … 計数不明の場合又は計数を表章することが不適当な場合
- ・ 統計項目のあり得ない場合
- 0.0 数値の微少（0.05未満）の場合
- △ 減を表す場合

注：なお、掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

○厚生労働省ホームページにおいて、厚生労働統計の調査結果を閲覧できる。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/>

用語の解説

人口動態統計

1 出 産

出生に死産を加えたものをいう。

2 低体重児

2,500g 未満の出生児をいう。

3 自然増減

出生数から死亡数を減じたものをいう。

4 乳児死亡

生後 1 年未満の死亡をいう。

5 新生児死亡

生後 4 週未満の死亡をいう。

6 早期新生児死亡

生後 1 週未満の死亡をいう。

7 死 産

妊娠満 12 週（妊娠第 4 月）以後における死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。

8 周産期死亡

妊娠満 22 週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。

9 妊産婦死亡

妊娠中又は妊娠終了後満 42 日未満（昭和 53 年までは「産後 90 日以内」、昭和 54 年から平成 6 年までは「分娩後 42 日以内」としている）の女性の死亡で、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因によるものをいう。ただし、不慮又は偶発の原因によるものを除く。

10 合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値である。

1 人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

なお、算出に用いた 15 歳及び 49 歳の出生数にはそれぞれ 14 歳以下、50 歳以上を含んでいる。年齢不詳は含まない。

医 療

1 医療施設の種類

- 病 院 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するもの
- 一般診療所 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するもの
- 歯科診療所 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するもの

2 病院の種類

- 精神科病院 精神病床のみを有する病院
- 一 般 病 院 精神科病院以外の病院（平成 10 年までは伝染病院、平成 24 年までは結核療養所も除く）

3 医 育 機 関 「学校教育法」（昭和 22 年法律第 26 号）において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所附属病院も含む。

4 病床の種類

病床の種別は、従来「精神病床」、「感染症病床」、「結核病床」及び「その他の病床（通称：一般病床）」の 4 種とされていたが、平成 13 年 3 月の「医療法等の一部を改正する法律」の施行により、「その他の病床（療養型病床群を含む。）」は「療養病床」及び「一般病床」に区分され、経過措置期間満了後の平成 15 年 9 月から、「精神病床」、「感染症病床」、「結核病床」、「療養病床」及び「一般病床」の 5 種に改められた。

精 神 病 床 精神疾患を有する者を入院させるための病床

感 染 症 病 床 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）に規定する一類感染症、二類感染症（結核を除く。）及び新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床

結 核 病 床 結核の患者を入院させるための病床

療 養 病 床 病院の病床（精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）又は一般診療所のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床

一 般 病 床 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床

介護療養病床 療養病床のうち「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法」に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床

※「療養病床」の数値は、「介護療養病床」を含んでいる。

5 在 院 患 者

病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日 24 時現在在院している患者

6 新入院患者・退院患者

毎月中における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

7 外 来 患 者

新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が 2 つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

8 従 事 者

10 月 1 日 24 時現在に在籍する者をいい、有する免許の種類等により計上している。

比 率 の 解 説

1 人 口 動 態 調 査

$$\text{出生率・死亡率・婚姻率・離婚率} = \frac{\text{1年間の事件数}}{\text{10月1日の人口}} \times 1,000$$

$$\text{自然増減率} = \frac{\text{1年間の自然増減数（出生数－死亡数）}}{\text{10月1日の人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{1年間の乳児（出生1年未満）死亡数}}{\text{1年間の出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{1年間の新生児（生後4週未満）死亡数}}{\text{1年間の出生数}} \times 1,000$$

$$\text{死産率（総数・自然・人工）} = \frac{\text{1年間の死産数}}{\text{1年間の出産数（出生＋死産）}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{妊娠満22週以後の死産数＋早期新生児（生後1週未満）死亡数}}{\text{1年間の出産数（出生＋妊娠満22週以後の死産数）}} \times 1,000$$

$$\text{妊娠満22週以後の死産率（後期死産率）} = \frac{\text{1年間の妊娠満22週以後の死産数}}{\text{1年間の出産数（出生＋妊娠満22週以後の死産数）}} \times 1,000$$

$$\text{早期新生児死亡率} = \frac{\text{1年間の早期新生児（生後1週未満）死亡数}}{\text{1年間の出生数}} \times 1,000$$

$$\text{死因別死亡率} = \frac{\text{1年間の死因別死亡数}}{\text{10月1日の人口}} \times 100,000$$

$$\text{合計特殊出生率} = \left[\frac{\text{1年間の母の年齢別出生数}}{\text{10月1日の年齢別女性人口}} \right] \text{の15歳から49歳までの合計} \quad (\text{5歳階級で算出する時は5倍する})$$

2 医 療

病床利用率

$$\text{年間病床利用率} = \frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計}}{\text{（月間日数×月末病床数）の1月～12月の合計}} \times 100$$

$$\text{月末病床利用率} = \frac{\text{月末在院患者数}}{\text{月末病床数}} \times 100$$

$$\text{平均在院日数} = \frac{\text{年（月）間在院患者延数}}{1/2 \times [\text{年（月）間新入院患者数} + \text{年（月）間退院患者数}]}$$

死 因 分 類

1 死因簡単分類と死因基本分類との対照表

死因簡単 分類コード	分類名	死因基本 分類コード	死因簡単 分類コード	分類名	死因基本 分類コード
01000	感染症及び寄生虫症	A00～B99	09300	脳血管疾患	I60～I69
01100	腸管感染症	A00～A09	09301	くも膜下出血	I60, I69.0
01200	結核	A15～A19	09302	脳内出血	I61, I69.1
01201	呼吸器結核	A15～A16	09303	脳梗塞	I63, I69.3
01202	その他の結核	A17～A19	09304	その他の脳血管疾患	I60～I69の残り
01300	敗血症	A40～A41	09400	大動脈瘤及び解離	I71
01400	ウイルス性肝炎	B15～B19	09500	その他の循環器系の疾患	I00～I99の残り
01401	B型ウイルス性肝炎	B16～B17.0, B18.0～ B18.1	10000	呼吸器系の疾患	J00～J98
01402	C型ウイルス性肝炎	B17.1, B18.2	10100	インフルエンザ	J09～J11
01403	その他のウイルス性肝炎	B15～B19の残り	10200	肺炎	J12～J18
01500	ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病	B20～B24	10300	急性気管支炎	J20
01600	その他の感染症及び寄生虫症	A00～B99の残り	10400	慢性閉塞性肺疾患	J41～J44
02000	新生物<腫瘍>	C00～C48	10500	喘息	J45～J46
02100	悪性新生物<腫瘍>	C00～C96	10600	その他の呼吸器系の疾患	J00～J98の残り
02101	口唇、口腔及び咽喉頭の悪性新生物<腫瘍>	C00～C14	10601	誤嚥性肺炎	J69
02102	食道の悪性新生物<腫瘍>	C15	10602	間質性肺疾患	J84
02103	胃の悪性新生物<腫瘍>	C16	10603	その他の呼吸器系の疾患（10601及び10602を除く）	J00～J98の残り（J69, J84を除く）
02104	結腸の悪性新生物<腫瘍>	C18	11000	消化器系の疾患	K00～K92
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	C19～C20	11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	K25～K27
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	C22	11200	ヘルニア及び腸閉塞	K40～K46, K56
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>	C23～C24	11300	肝疾患	K70～K76
02108	脾の悪性新生物<腫瘍>	C25	11301	肝硬変（アルコール性を除く）	K74.3～K74.6
02109	喉頭の悪性新生物<腫瘍>	C32	11302	その他の肝疾患	K70～K76の残り
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	C33～C34	11400	その他の消化器系の疾患	K00～K92の残り
02111	皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C43～C44	12000	皮膚及び皮下組織の疾患	L00～L98
02112	乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50	13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	M00～M99
02113	子宮の悪性新生物<腫瘍>	C53～C55	14000	腎尿路生殖器系の疾患	N00～N98
02114	卵巣の悪性新生物<腫瘍>	C56	14100	糸球体疾患及び腎尿管間質性疾患	N00～N15
02115	前立腺の悪性新生物<腫瘍>	C61	14200	腎不全	N17～N19
02116	膀胱の悪性新生物<腫瘍>	C67	14201	急性腎不全	N17
02117	中枢神経系の悪性新生物<腫瘍>	C70～C72, C75.1～ C75.3	14202	慢性腎臓病	N18
02118	悪性リンパ腫	C81～C86	14203	詳細不明の腎不全	N19
02119	白血病	C91～C95	14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	N00～N98の残り
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>	C88～C90, C96	15000	妊娠、分娩及び産じょく	O00～O99
02121	その他の悪性新生物<腫瘍>	C00～C96の残り	16000	周産期に発生した病態	P00～P96
02200	その他の新生物<腫瘍>	D00～D48	16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	P05～P08
02201	中枢神経系のその他の新生物<腫瘍>	D32～D33, D35.2～ D35.4, D42～D43, D44.3～ D44.5	16200	出産外傷	P10～P15
02202	中枢神経系を除くその他の新生物<腫瘍>	D00～D48の残り	16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	P20～P29
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D50～D89	16400	周産期に特異的な感染症	P35～P39
03100	貧血	D50～D64	16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	P50～P61
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D65～D89	16600	その他の周産期に発生した病態	P00～P96の残り
04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	E00～E88	17000	先天奇形、変形及び染色体異常	Q00～Q99
04100	糖尿病	E10～E14	17100	神経系の先天奇形	Q00～Q07
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	E00～E88の残り	17200	循環器系の先天奇形	Q20～Q28
05000	精神及び行動の障害	F01～F99	17201	心臓の先天奇形	Q20～Q24
05100	血管性及び詳細不明の認知症	F01～F03	17202	その他の循環器系の先天奇形	Q25～Q28
05200	その他の精神及び行動の障害	F01～F99の残り	17300	消化器系の先天奇形	Q35～Q45
06000	神経系の疾患	G00～G98	17400	その他の先天奇形及び変形	Q00～Q89の残り
06100	髄膜炎	G00～G03	17500	染色体異常、他に分類されないもの	Q90～Q99
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	G12	18000	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00～R99
06300	パーキンソン病	G20	18100	老衰	R54
06400	アルツハイマー病	G30	18200	乳幼児突然死症候群	R95
06500	その他の神経系の疾患	G00～G98の残り	18300	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00～R99の残り
07000	眼及び付属器の疾患	H00～H57	20000	傷病及び死亡の外因	V01～Y89
08000	耳及び乳様突起の疾患	H60～H93	20100	不慮の事故	V01～Y59
09000	循環器系の疾患	I00～I99	20101	交通事故	V01～V98
09100	高血圧性疾患	I10～I15	20102	転倒・転落・墜落	W00～W17
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	I11, I13	20103	不慮の溺死及び溺水	W65～W74
09102	その他の高血圧性疾患	I10, I12, I15	20104	不慮の窒息	W75～W84
09200	心疾患（高血圧性を除く）	I01～I02.0, I05～I09, I20～I25, I27, I30～I51	20105	煙、火及び火災への曝露	X00～X09
09201	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09	20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	X40～X49
09202	急性心筋梗塞	I21～I22	20107	その他の不慮の事故	W00～X59の残り
09203	その他の虚血性心疾患	I20, I24～I25	20200	自殺	X60～X84
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	I34～I38	20300	他殺	X85～Y09
09205	心筋症	I42	20400	その他の外因	Y10～Y89
09206	不整脈及び伝導障害	I44～I49	22000	特殊目的用コード	U00～U49
09207	心不全	I50	22100	重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
09208	その他の心疾患	I01～I02.0, I27, I30～ I33, I40, I51	22200	その他の特殊目的用コード	U00～U49の残り
			22201	新型コロナウイルス感染症	U07.1, U07.2, U10.9
			22202	新型コロナウイルス感染症ワクチン	U12
			22203	その他の特殊目的用コード（22201及び22202を除く）	U00～U49の残り (U07.1, U07.2, U10.9, U12を除く)

注 1：死因基本分類は「ICD-10（2013 年版）」に準拠している。赤字・下線は変更箇所（変更があった際に表記）

注 2：基本分類コードのうち、原死因には用いない分類コード及び星印付の分類コードは除いている。

注 3：これらの分類を精神保健の分野で使用する場合は、「精神及び行動の障害」を「精神疾患」と読み替えて使用することができる。

2 選択死因分類と死因簡単分類及び死因基本分類との対照表

選択死因 分類コード	分 類 名	死因簡単 分類コード	死因基本 分類コード
Se01	結核	01200	A15～A19
Se02	悪性新生物＜腫瘍＞	02100	C00～C96
Se03	(再掲) 食道の悪性新生物＜腫瘍＞	02102	C15
Se04	胃の悪性新生物＜腫瘍＞	02103	C16
Se05	結腸の悪性新生物＜腫瘍＞	02104	C18
Se06	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物＜腫瘍＞	02105	C19～C20
Se07	肝及び肝内胆管の悪性新生物＜腫瘍＞	02106	C22
Se08	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物＜腫瘍＞	02107	C23～C24
Se09	膵の悪性新生物＜腫瘍＞	02108	C25
Se10	気管、気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	02110	C33～C34
Se11	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	02112	C50
Se12	子宮の悪性新生物＜腫瘍＞	02113	C53～C55
Se13	白血病	02119	C91～C95
Se14	糖尿病	04100	E10～E14
Se15	高血圧性疾患	09100	I10～I15
Se16	心疾患（高血圧性を除く）	09200	I01～I02.0, I05 ～I09, I20～I25, I27, I30～I51
Se17	(再掲) 急性心筋梗塞	09202	I21～I22
Se18	その他の虚血性心疾患	09203	I20, I24～I25
Se19	不整脈及び伝導障害	09206	I44～I49
Se20	心不全	09207	I50
Se21	脳血管疾患	09300	I60～I69
Se22	(再掲) くも膜下出血	09301	I60, I69.0
Se23	脳内出血	09302	I61, I69.1
Se24	脳梗塞	09303	I63, I69.3
Se25	大動脈瘤及び解離	09400	I71
Se26	肺炎	10200	J12～J18
Se27	慢性閉塞性肺疾患	10400	J41～J44
Se28	喘息	10500	J45～J46
Se29	肝疾患	11300	K70～K76
Se30	腎不全	14200	N17～N19
Se31	老衰	18100	R54
Se32	不慮の事故	20100	V01～X59
Se33	(再掲) 交通事故	20101	V01～V98
Se34	自殺	20200	X60～X84

注：選択死因分類コードの Se は Selection の略である。

3 死因順位に用いる分類項目

死因簡単 分類コード	分類名	死因簡単 分類コード	分類名	死因簡単 分類コード	分類名
01100	腸管感染症	08000	耳及び乳様突起の疾患	12000	皮膚及び皮下組織の疾患
01200	結核	09100	高血圧性疾患	13000	筋骨格系及び結合組織の疾患
01300	敗血症	09200	心疾患（高血圧性を除く）	14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患
01400	ウイルス性肝炎	09300	脳血管疾患	14200	腎不全
01500	ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病	09400	大動脈瘤及び解離	15000	妊娠、分娩及び産後
02100	悪性新生物＜腫瘍＞	10100	インフルエンザ	16000	周産期に発生した病態
02200	その他の新生物＜腫瘍＞	10200	肺炎	17000	先天奇形、変形及び染色体異常
03100	貧血	10300	急性気管支炎	18100	老衰
04100	糖尿病	10400	慢性閉塞性肺疾患	18200	乳幼児突然死症候群
05100	血管性及び詳細不明の認知症	10500	喘息	20100	不慮の事故
06100	髄膜炎	10601	誤嚥性肺炎	20200	自殺
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	10602	間質性肺疾患	20300	他殺
06300	パーキンソン病	11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	22201	新型コロナウイルス感染症
06400	アルツハイマー病	11200	ヘルニア及び腸閉塞		
07000	眼及び付属器の疾患	11300	肝疾患		

注：新生児の細菌性敗血症は「周産期に発生した病態」に、高血圧性心疾患は「高血圧性疾患」に含まれる。

4 乳児死因簡単分類と死因基本分類及び死因簡単分類との対照表

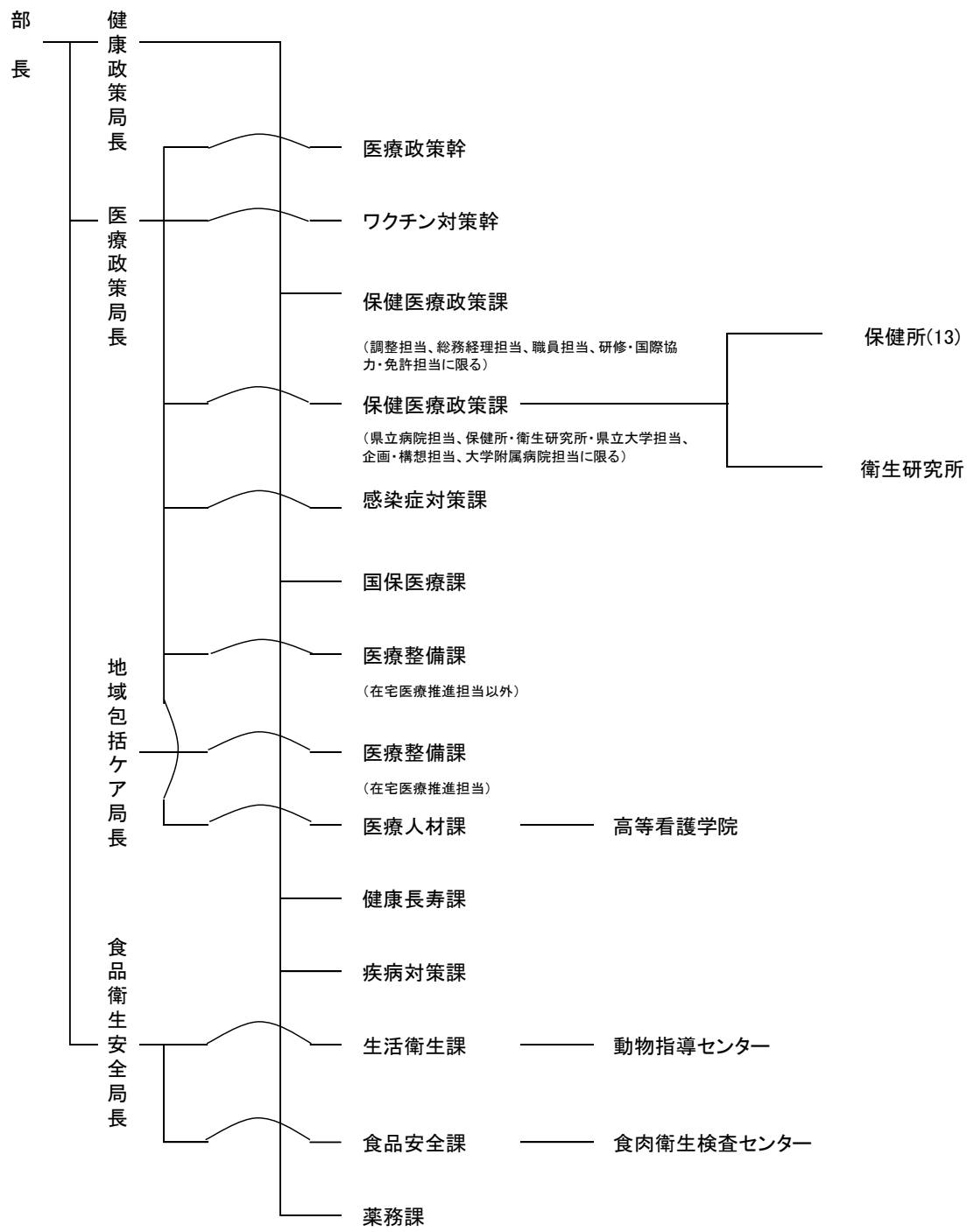
乳児死因 簡単分類 コード	分 類 名	死因簡単 分類コード	死因基本 分類コード
	総数		
Ba01	腸管感染症	01100	A00～A09
Ba02	敗血症	01300	A40～A41
Ba03	麻疹	01600の一部	B05
Ba04	ウイルス性肝炎	01400	B15～B19
Ba05	その他の感染症及び寄生虫症	01000 (Ba01～04を除く)	A00～B99の残り
Ba06	悪性新生物＜腫瘍＞	02100	C00～C96
Ba07	白血病	02119	C91～C95
Ba08	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	02100 (Ba07を除く)	C00～C96の残り
Ba09	その他の新生物＜腫瘍＞	02200	D00～D48
Ba10	栄養失調（症）及びその他の栄養欠乏症	04000の一部	E40～E64
Ba11	代謝障害	04000の一部	E70～E88
Ba12	髄膜炎	06100	G00～G03
Ba13	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	06200	G12
Ba14	脳性麻痺	06500の一部	G80
Ba15	心疾患（高血圧性を除く）	09200	I01～I02.0, I05～I09, I20～I25, I27, I30～I51
Ba16	脳血管疾患	09300	I60～I69
Ba17	インフルエンザ	10100	J09～J11
Ba18	肺炎	10200	J12～J18
Ba19	喘息	10500	J45～J46
Ba20	ヘルニア及び腸閉塞	11200	K40～K46, K56
Ba21	肝疾患	11300	K70～K76
Ba22	腎不全	14200	N17～N19
Ba23	周産期に発生した病態	16000	P00～P96
Ba24	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	16100	P05～P08
Ba25	出産外傷	16200	P10～P15
Ba26	出生時仮死	16300の一部	P21
Ba27	新生児の呼吸窮く促＞迫	16300の一部	P22
Ba28	周産期に発生した肺出血	16300の一部	P26
Ba29	周産期に発生した心血管障害	16300の一部	P29
Ba30	その他の周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	16300の残り	P20～P29の残り
Ba31	新生児の細菌性敗血症	16400の一部	P36
Ba32	その他の周産期に特異的な感染症	16400の残り	P35～P39の残り
Ba33	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	16500	P50～P61
Ba34	その他の周産期に発生した病態	16000 (Ba24～33を除く)	P00～P96の残り
Ba35	先天奇形、変形及び染色体異常	17000	Q00～Q99
Ba36	神経系の先天奇形	17100	Q00～Q07
Ba37	心臓の先天奇形	17201	Q20～Q24
Ba38	その他の循環器系の先天奇形	17202	Q25～Q28
Ba39	呼吸器系の先天奇形	17400の一部	Q30～Q34
Ba40	消化器系の先天奇形	17300	Q35～Q45
Ba41	筋骨格系の先天奇形及び変形	17400の一部	Q65～Q79
Ba42	その他の先天奇形及び変形	17400の残り	Q00～Q89の残り
Ba43	染色体異常、他に分類されないもの	17500	Q90～Q99
Ba44	乳幼児突然死症候群	18200	R95
Ba45	その他のすべての疾患	上記以外の残り (Ba01～09を除く)	D50～R99の残り, U00～U49
Ba46	不慮の事故	20100	V01～X59
Ba47	交通事故	20101	V01～V98
Ba48	転倒・転落・墜落	20102	W00～W17
Ba49	不慮の溺死及び溺水	20103	W65～W74
Ba50	胃内容物の誤えん及び気道閉塞を生じた食物等の誤えん＜吸引＞	20104の一部	W78～W80
Ba51	その他の不慮の窒息	20104の残り	W75～W84の残り
Ba52	煙、火及び火炎への曝露	20105	X00～X09
Ba53	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	20106	X40～X49
Ba54	その他の不慮の事故	20107	W00～X59の残り
Ba55	他殺	20300	X85～Y09
Ba56	その他の外因	20400	Y10～Y89

注1：乳児死因簡単分類コードの Ba は Baby の略である。

注2：「敗血症」には、「新生児の細菌性敗血症」を含まない。

保健医療部機構図

令和 5 年 4 月 1 日現在



保健所一覧

〔埼玉県〕

令和5年4月1日現在

名称	電話番号	所在地	担当区域
	FAX番号		
南部保健所	048-262-6111	〒333-0842	蕨市、戸田市
	048-261-0711	川口市前川1-11-1	
朝霞保健所	048-461-0468	〒351-0016	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
	048-461-0133	朝霞市青葉台1-10-5	
春日部保健所	048-737-2133	〒344-0038	春日部市、松伏町
	048-736-4562	春日部市大沼1-76	
草加保健所	048-925-1551	〒340-0035	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
	048-925-1554	草加市西町425-2	
鴻巣保健所	048-541-0249	〒365-0039	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
	048-541-5020	鴻巣市東4-5-10	
東松山保健所	0493-22-0280	〒355-0037	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村
	0493-22-4251	東松山市若松町 2-6-45	
坂戸保健所	049-283-7815	〒350-0212	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町
	049-284-2268	坂戸市石井2327-1	
狭山保健所	04-2954-6212	〒350-1324	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
	04-2954-7535	狭山市稲荷山2-16-1	
加須保健所	0480-61-1216	〒347-0031	行田市、加須市、羽生市
	0480-62-2936	加須市南町5-15	
幸手保健所	0480-42-1101	〒340-0115	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
	0480-43-5158	幸手市中1-16-4	
熊谷保健所	048-523-2811	〒360-0031	熊谷市、深谷市、寄居町
	048-523-4486	熊谷市末広3-9-1	
本庄保健所	0495-22-6481	〒367-0047	本庄市、美里町、神川町、上里町
	0495-22-6484	本庄市前原1-8-12	
秩父保健所	0494-22-3824	〒368-0025	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
	0494-22-2798	秩父市桜木町8-18	

〔市設置の保健所〕

さいたま市保健所	048-840-2205	〒330-0013	さいたま市
	048-840-2228	さいたま市中央区鈴谷7-5-12	
川越市保健所	049-227-5101	〒350-1104	川越市
	049-224-2261	川越市小ヶ谷817-1	
越谷市保健所	048-973-7530	〒343-0023	越谷市
	048-973-7534	越谷市東越谷10-31	
川口市保健所	048-266-5557	〒333-0842	川口市
	048-423-8852	川口市前川1-11-1	

二次保健医療圏一覧

令和 5 年 4 月 1 日現在

二次保健医療圏		圏域内保健所	圏域内市町村
南部保健医療圏		南部保健所	蕨市、戸田市
		川口市保健所	川口市
南西部保健医療圏		朝霞保健所	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
東部保健医療圏			下記市町
副次圏	東部（北）保健医療圏	春日部保健所	春日部市、松伏町
		越谷市保健所	越谷市
	東部（南）保健医療圏	草加保健所	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
さいたま保健医療圏		さいたま市保健所	さいたま市
県央保健医療圏		鴻巣保健所	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
川越比企保健医療圏			下記市町村
副次圏	川越比企（北）保健医療圏	東松山保健所	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村
	川越比企（南）保健医療圏	坂戸保健所	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町
		川越市保健所	川越市
西部保健医療圏		狭山保健所	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
利根保健医療圏			下記市町
副次圏	利根（北）保健医療圏	加須保健所	行田市、加須市、羽生市
	利根（南）保健医療圏	幸手保健所	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
北部保健医療圏			下記市町
副次圏	北部（東）保健医療圏	熊谷保健所	熊谷市、深谷市、寄居町
	北部（西）保健医療圏	本庄保健所	本庄市、美里町、神川町、上里町
秩父保健医療圏		秩父保健所	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

市町村合併等の状況

合併日	新市町名	旧市町村名
平成13年5月1日	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市
平成17年1月1日	飯能市	飯能市、名栗村
平成17年4月1日	さいたま市	さいたま市、岩槻市
平成17年4月1日	秩父市	秩父市、吉田町、大滝村、荒川村
平成17年10月1日	熊谷市	熊谷市、大里町、妻沼町
平成17年10月1日	春日部市	春日部市、庄和町
平成17年10月1日	鴻巣市	鴻巣市、吹上町、川里町
平成17年10月1日	ふじみ野市	上福岡市、大井町
平成17年10月1日	小鹿野町	小鹿野町、両神村
平成18年1月1日	行田市	行田市、南河原村
平成18年1月1日	深谷市	深谷市、岡部町、川本町、花園町
平成18年1月1日	神川町	神川町、神泉村
平成18年1月10日	本庄市	本庄市、児玉町
平成18年2月1日	ときがわ町	都幾川村、玉川村
平成19年2月13日	熊谷市	熊谷市、江南町
平成22年3月23日	久喜市	久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町
平成22年3月23日	加須市	加須市、騎西町、北川辺町、大利根町
平成23年10月11日	川口市	川口市、鳩ヶ谷市
平成24年10月1日	白岡市	白岡町

■保健所管内図（令和5年4月1日現在）



■二次保健医療圏域図(令和5年4月1日現在)

